

社会事業法人(案) ～社会事業の担い手を増やし 新しい公共を実現する～

駒崎弘樹

社会的企業の必要性

- 世界一の借金国日本は、もはや政府によって全ての社会的課題は解決できない
- ゆえに「スリムな政府・大きな公共」へ
- ではこれまで政府がしてきたソーシャルサービス（介護・福祉・保育・まちづくり等など）は誰が行うのか？
- そこでNPO/社会性の強い企業（企業）が、これまでの枠組みにない新しい解決策を提示し、ソーシャルビジネスを担うことを求められている
 - 社会的企業事例：ア・ラ小布施、いろどり、ビッグイシュー、スワンベーカーリー、ぱれっと

小さな政府になりゆく中、社会的課題解決の担い手としての社会的企業

しかし担い手は少ない

- NPOは約4万あるが3000万円以上の事業規模を持つNPOは僅か15%
- イギリスが55,000法人、市場規模として5.7兆円、雇用者数が77.5万人あるのに比べ、日本ではわずか8,000法人、市場規模として2,400億円、雇用者数3.2万人。
- GDPがイギリスの2倍弱ある日本ではもっと大きな市場規模が見込める

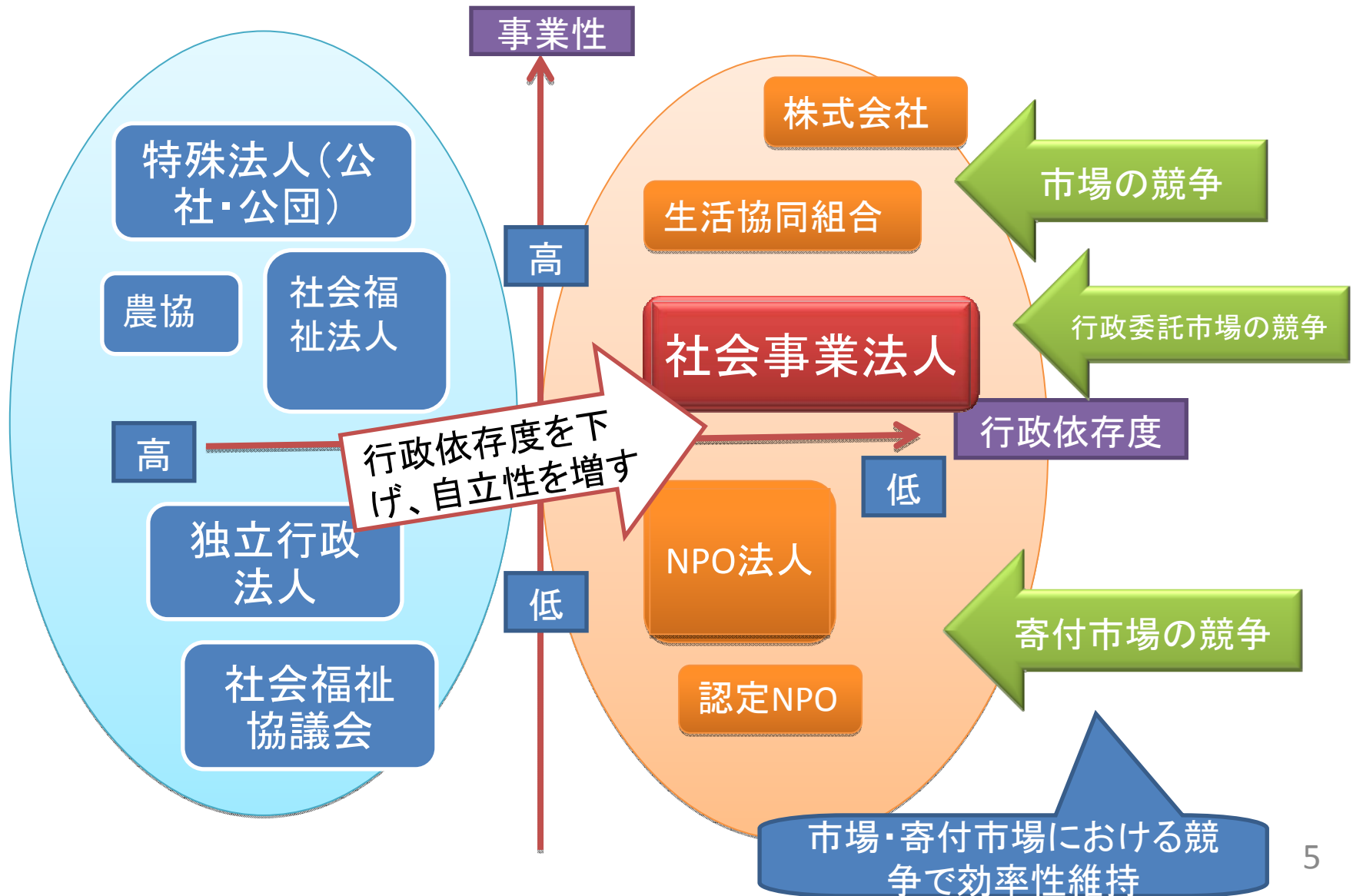
潜在力があるにも関わらず担い手がすくない！

社会事業法人の設立へ

- 社会的企業が活躍するために動きやすい法人格を創り、担い手の数を増やす
 - NPO法人格ができたことで、4万もの法人が設立
 - 法人格が認知を広げるメッセージとなり、社会起業を促す
- 韓国では既に「社会的企業育成法」に基づく社会的企業認証があり、イギリスではCIC(コミュニティ利益会社)、アメリカではL3C(Low-profit Limited Liability Company)が存在する

社会事業法人を設立し、社会的企業の起業、
参入を促す

「新しい公共」の担い手育成



社会事業法人の制度内容(案)

非配当株式(持分)を持つことができる

- 医療法人と同様に、非配当で株式を持つことができる(それによって既存企業も参入可能に)
- 持分はLLC型を踏襲し、意思決定権とは分離
- ゆえに出資は非配当ゆえ寄付性の極めて強いものになるが、持分譲渡が成立した場合、出資額の返還が行えるため資金提供のハードルが低くなる
- 資金調達方法を融資だけでなく持つことができる
- 社会的企業同士の合併が可能になり、規模の拡大に寄与
- 株主利益最大化の原則から逃れられ、社会性を追求可能に

出資金の税額控除

- ベンチャー出資と同様に社会事業法人に出資した金額を税額控除できる
- 投資家から実質的な寄付を集めることが可能に

みなし寄付ができる

- 会計はNPO同様に収益事業と非収益事業の二段構え
- 収益事業から非収益事業へのみなし寄付が可能(所得の50%)

法人税率

- 一般社団法人と同様に30%。ただし中小企業優遇税制の対象になる
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/251.htm>

残余請求権

- 出資額を限度とした払い戻しを行い、余剰資産は国や自治体に帰属する(出資額限度法人)

社会事業法人になるための 条件(駒崎私案)

団体の存在目的が
広い意味で「社会的
排除」と「環境問題」
の解決にあたる

- 社会的排除とは「個人または集団が社会から排除される」こと
- 障がい者(児)、一人親、ニート、失業者等「就業からの排除」
- 虐待児童など、「コミュニケーションからの排除」
- 中心市街地衰退など「地域経済からの排除」
- 何が社会的排除にあたるか、は時代や環境によって変わり、常なる国民的議論が必要
- 認定委員会においてガイドラインを作成し、毎年更新。かつ社会的排除のコンセンサスをネット等で開示する

総収入のうち補助金・
助成金割合 $\leq 50\%$

- 自治体からの補助や企業助成金だけで活動し、自主事業を行っていない団体を除外

政治・宗教活動のための団体を認めない

- NPOと同様に政治・宗教活動のためには使えない

会計/社会的インパクト
情報のWEB開示

- 毎年の財務情報を統一フォーマットにてWEB開示
- 受益者数・活動による社会的効果の数値をWEB開示
- 代表者・役員のプロフィールのWEB開示

法人格の運営方法

独立組織による認定

- イギリスのOffice of CIC のように経産省の管轄下に独立組織を作る
- 社会的企業の現場出身者が責任者に(3年交代)
- 責任者の下に5人程度の専業スタッフを配置
- 調査・解散命令権限を持つ
- 内部告発(ブロウワーホイッスル)を積極的に受け付けることで少人数でも効果的に調査

更新制

- 設立目的以外の認証条件は設立時には問われず、2年後の更新期に査定
- 認証更新によって認められなかった場合は勧告を行い、更に是正されない場合は認証取り消し。取り消された法人はNPO法人や株式会社等、他の法人に振り替えを行う

検討課題：社会福祉法人等との 重複機能の整理

- 特殊法人、公益法人等に出されている補助・交付・委託金は年間約12兆円（2009年5月29日NHKニュースより）
 - － 生活保護予算は約2兆6000億円/年（厚労省 <http://bit.ly/cNRneA>）、こども手当が約5兆3000億円/年（09年10月14日asahi.comより）、これらの合計額よりも多くの額が出されている
- 地域の社会福祉協議会等に自治体の委託が偏る傾向に
- こうした従来の公共サービスの担い手達と、社会的企業をイコールフットイング（競争の公正化）させ、公共サービス領域において、公正な競争を行い、劇的に生産性を向上させるための、法人類型の整理を検討することが必要

社会福祉法人等との公正な競争を担保する
スキームの検討

検討課題：NPO法人格の空洞化 に繋がるか？

- 事業型NPOの多くが介護業界に存在するが、多くは営利企業との差別化が可能なNPO法人のブランドにメリットを感じている可能性がある
- ゆえに事業型NPOが大量に新法人格に移行することは考えづらい
- 一方、株式会社形態のソーシャルベンチャーは移行しやすく、また移行のメリットもある。
 - 例：ア・ラ・小布施、大地を守る会、ケアプロ

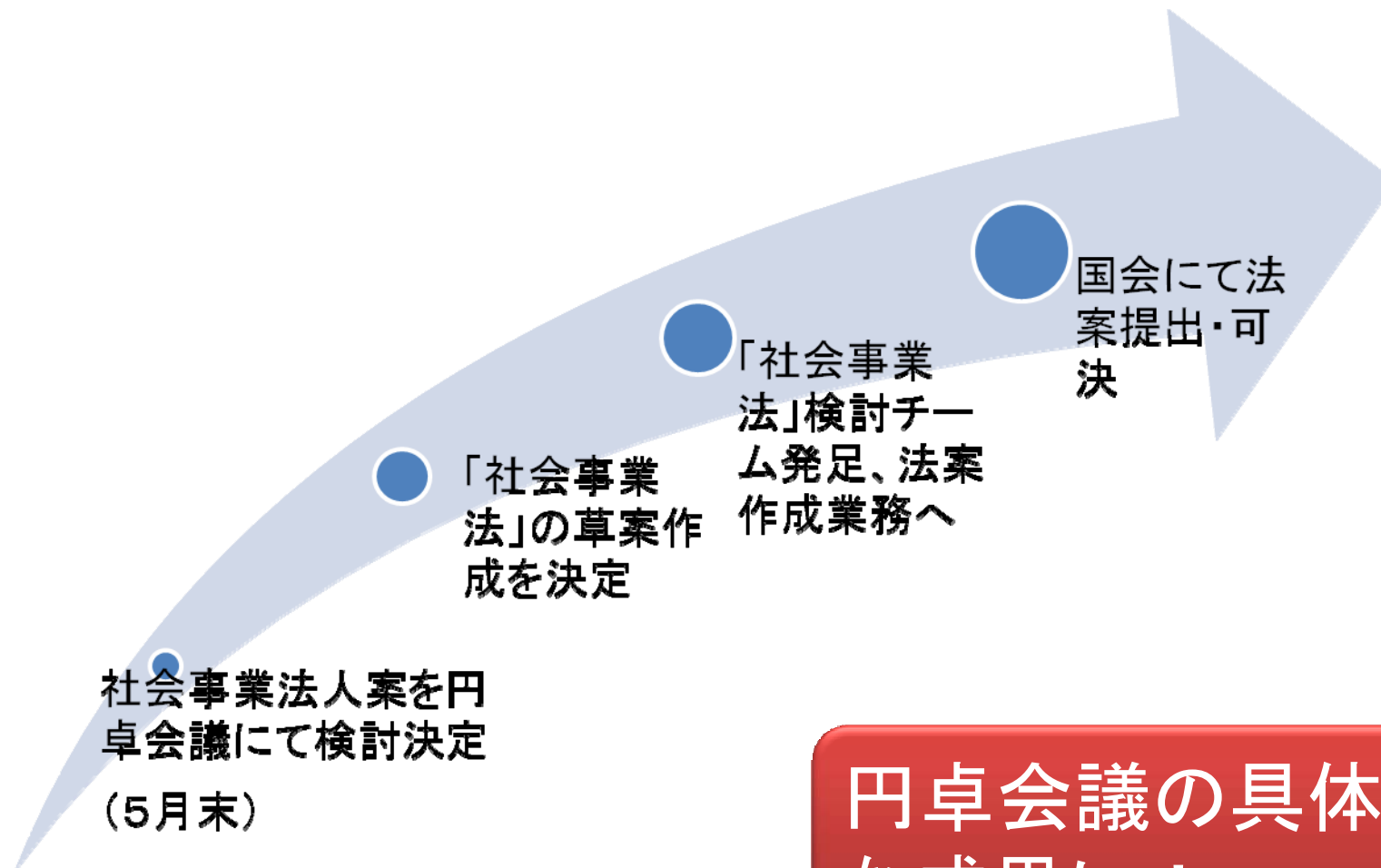
むしろ株式会社形態で社会性志向の強い
既存事業者が参入する可能性が高い

検討課題：より広範な非営利法人 人格に統合すべきか？

- 委員の方から「非営利法人」等を創設し、現在の複数個ある法人人格を統合する案がでました
- 本来はそうした法人格統合を行った方がシンプルかつ運営コストも下げるため、それが望ましい
- しかし現実的には、既存法人格取得事業者も新法人格への十分な理解と準備が必要になるため、作業は慎重な議論を基に長期的に行う必要性がある
- ゆえに将来的に法人格統合も視野に入れつつ、短期的にはソーシャルビジネスに最も適した法人格を別途創ることが現実的

短中期的に社会事業法人格創設
長期的に法人格統合の議論を検討

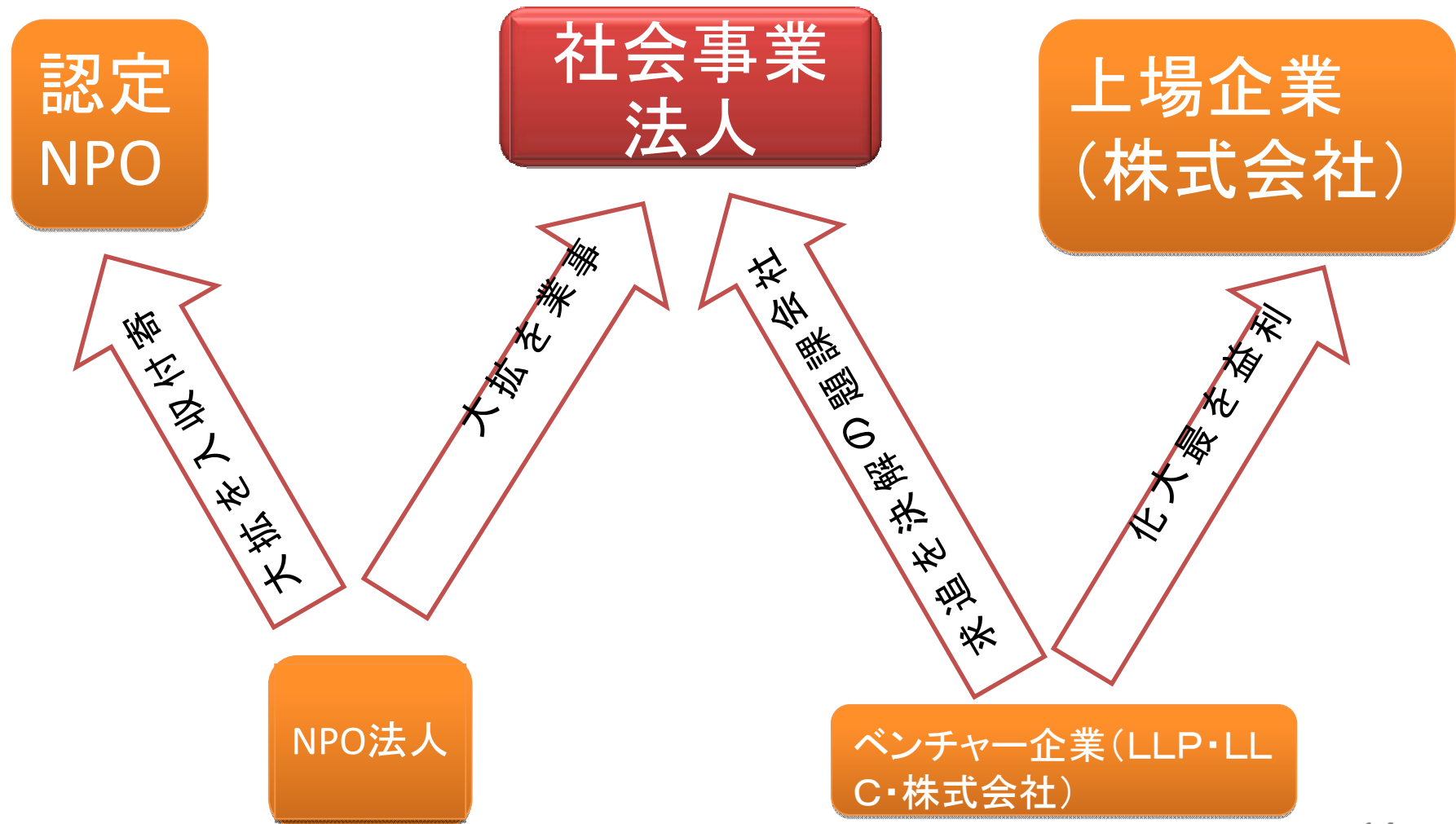
今後のステップ(叩き台)



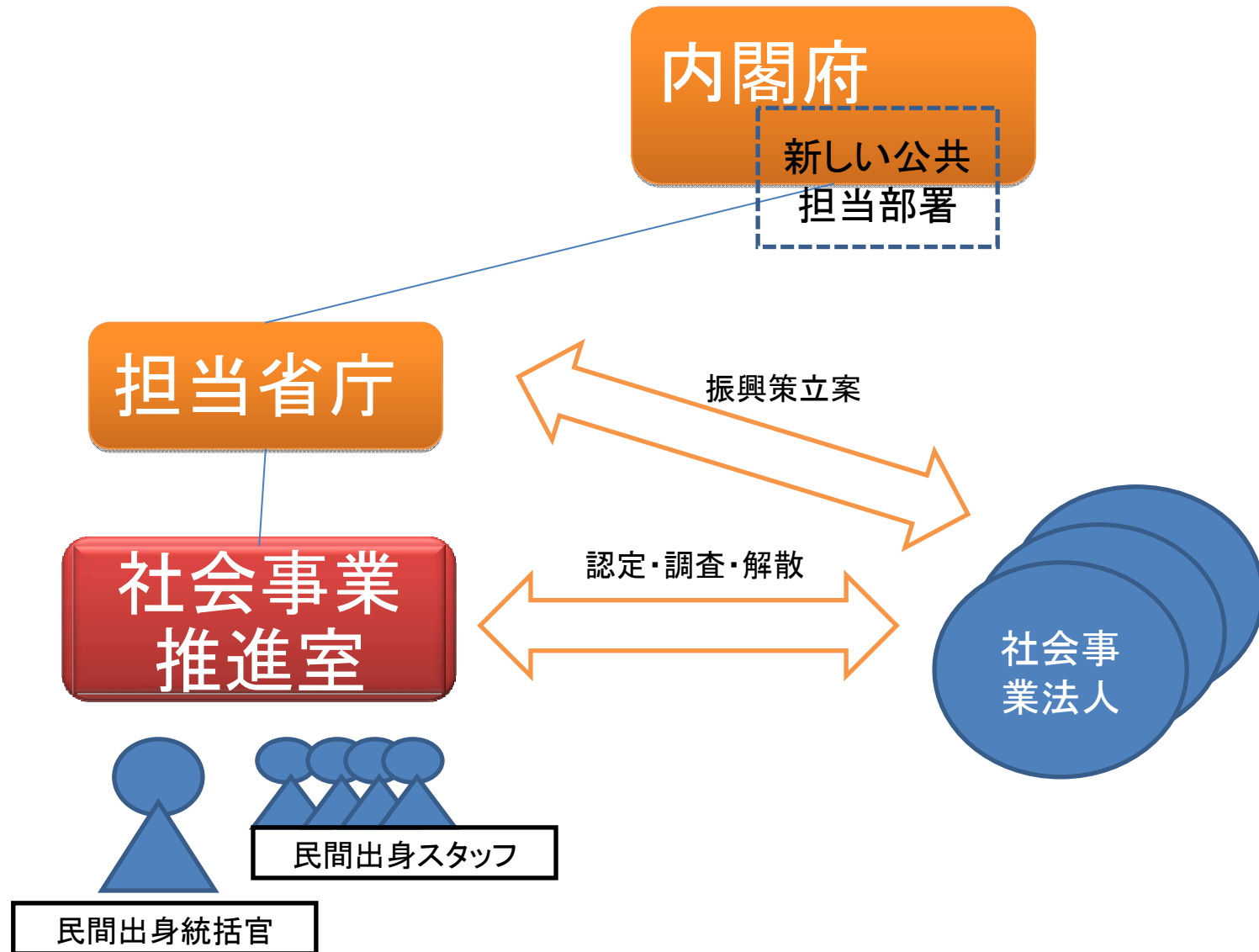
円卓会議の具体的な成果に！

プレゼンテーションはここまで。
後は補足資料です。

法人格の乗り換えステップ



組織体制案



法人比較表

	英国CIC (Community Interest Company)	米国L3C(Low-profit Limited Liability Company)	社会的企業 法人(韓国)	社会事業法人
株式	発行可能(配当制限あり)	発行可能(配当制限なし)	認証のため法人格による	発行可能(ただし非配当)
投資家メリット	配当	配当	なし	税額控除
寄付控除	なし	なし	あり	なし
法人税	優遇なし	優遇なし	優遇あり	優遇なし。ただし中小企業優遇税制を受けることができる
認証方法	独立機関	州政府	第三者委員	独立機関
その他恩恵	なし	・パススルー課税 ・財団助成が受けられる	人件費補助	・みなし寄付 ・助成金が受けられる
残余財産分配請求権者	株主 http://www.berr.gov.uk/files/file14631.pdf	株主	法人格による	持分保持者に持分限度額まで返還され、それ以上は国等に帰属

社会事業法人になるメリット (既存NPO／企業の参入メリット)

株式を発行し資金調達することができる

- 立ち上げ時の資金提供を助成金に頼らずに済む
- LLCと同様に資金提供者と意思決定権限を分離でき、経営しやすい
- ある程度発展した事業型NPOには資金調達ニーズが生まれる。(例:障がい児の親たちに株主になってもらい、授産施設を増築する等)
- 非配当型を前面に打ち出すことができる。これによって既存の株主利益先行型の経営の罣から逃れられる

非収益事業を行いやすい

- 収益事業で出た利益を、非収益事業に移転する「みなし寄付」ができることで、収益性が低い事業も行いやすく

Q & A

- なぜ社会的企業の受け皿に公益法人ではないのか？
 - 収支相償の原則があるため
 - 公益法人の公益事業は原則として利益を出せない(公益法人認定法5条6号及び14条)
 - 特定費用準備金の名目で積み立てられるが、用途を制限される
 - 経営環境変化の激しい時代に手元のリソースを縛ることはそぐわない
 - 企業からの転換が難しいため
 - 公益法人は株式を持たない
 - 企業から転換する時に株式を解散するのは大きなハードル
 - 企業も公益の担い手と認識を改め、一定の条件を付しながらも門戸を広げる必要がある

- なぜ一般社団ではいけないのか？
 - 拠出金（一種の借入）はできるが、株式（持分）が持てない＝株式会社からの参入を促せない
 - 議決権の柔軟なコントロールができない
 - 一社員一票の議決権となると、社員数が多くなるほど経営がしづらくなる
 - 持分に応じた意思決定等、企業的なガバナンスができない
 - 財団・企業助成の対象先ではない
 - 社会的企業の受け皿としてのイメージが一般化していない